

平成24年度 第1回 行財政改革審議会 会議概要

開催日時	平成24年5月30日（水） 13:00～15:10
場所	四街道市役所5階第1会議室
出席委員	鈴木会長、安達委員、池田委員、太田委員、田中委員、山本委員、幸委員、 上田委員、平田委員、古舘委員
欠席委員	なし
事務局	佐渡市長（途中退席）、総務部：麻生部長、大川次長 行革推進課：鈴木課長、 永易主幹、舩津副主査、小安主任主事

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 諮問
第7次四街道市行財政改革推進計画の策定について
4. 市長あいさつ
・行革推進計画を抜本的に見直し、これを土台に新たな総合計画の策定につなげたい
(市長退席)
5. 議題
 - 1) 第7次四街道市行財政改革推進計画策定基本方針（案）について
 - 2) 平成24年度事業仕分け対象事業の選定について
 - 3) その他
6. 閉会

議事

議題1) 第7次四街道市行財政改革推進計画策定基本方針（案）について

事務局：(資料説明)

鈴木会長：ただ今の事務局説明によると、現在策定中の新総合計画の財政面での担保とするために財政改革推進計画の策定を同時進行で進めていくとのことであり、そのための新たな改革項目を設定するに当たっての意見等を本審議会で議論し、提案してもらいたいということである。以前、懇談会時代にも同様の議論が行われたが、財政的に効果が大きそうな改革案件について、様々な事情により議論が見送られたこともあったが、そのような課題についても今後は取り上げていくこととなる。

それと、事務局に確認するが、本日の会議の後、11月まで会議が開催されないとのことだが、具体的な計画案はそこまで示されないのか。議論をスムーズに進めるためにもその間に会議を開催するなどして委員に検討の材料を提供してもらいたい。

事務局：今後のスケジュールを再度検討し、11月までの間に会議を開催する場合には早期に連絡させてもらう。

平田委員：1年半かけて計画を策定することのだが、民間であれば1会計年度内で終わらせる。財政的効果がない、または、小さな項目について時間をかけて議論するよりも、財政

的効果が大きな項目について議論する方がはるかに効率がよい。あるいは、部門別に審議するなど、一般的に民間で行われている手法を積極的に取り入れた方がよい。

事務局：今回の計画策定は、新総合計画の策定と同時進行であり、計画事業との擦り合わせが必要なため時間がかかってしまう。また、本会が私的諮問機関である懇談会から附属機関である審議会に格上げされたことからより深く関わっていただきたいと考えている。そのため、これまでの経緯等の説明が必要となり時間が必要となる。

鈴木会長：それであればなおさら11月までの間に会議を開く必要があるのではないか。

事務局：会議開催の有無に関わらず、途中経過がまとまり次第情報を提供していく。

上田委員：新総合計画との調整をするとのことだが、調整した後の結果だけを示すのではなく、早い段階で審議会を開催し調整案を示すなどすべきではないか。

事務局：行革の効果額が基本計画の裏付けとなることから、こちらの計画の方が少しずつ先行していき、総合計画と調整することとなる。調整状況によっては、会議開催回数が増えることとなる。

鈴木会長：他に質問、意見等あるか。

特にないようなので、議題1を終了する。

議題2) 平成24年度事業仕分け対象事業の選定について

事務局：(資料説明)

鈴木会長：委員から事前に仕分け対象から除くべきという意見があった事業のうち、4事業は各部間のバランスを考慮して対象としたと事務局から説明があったが、それらは事業費が少ない。効果が小さくてもよいということか。

幸委員：市全体で考えるべきで、各部のバランスを考慮する必要はないのではないか。

事務局：一昨年、初めて実施した際は対象事業が福祉部門に偏ってしまい、担当職員に相当の負担がかかってしまった。なるべく負担を平等にしたいと考えたものである。

鈴木会長：事業仕分けの主旨は無駄を省くことにあるのだから、無駄が集中しているのであれば負担が集中しても仕方がないのではないか。

事務局：各所管課は必要があって事業を実施しているものであり、無駄があるという感覚はない。それを外部の目で見えていただくのが事業仕分けである。なお、最終段階では部間で事業数のバランスを調整しているが、その前段の事業の絞り込みの過程では平等に行っている。今回の仕分けの委託先である構想日本が作成した標準実施要領にも対象事業やその所管が著しく偏らないようにとのアドバイスがある。

安達委員：だからこそもっと事業の選定理由を明確にする必要がある。なぜ事業仕分けをしなければならないのか、職員は認識した方がよい。

事務局：常に市民に分かりやすい説明ができていれば仕分けの必要はないものとする。

安達委員：事業仕分けの目的は財政的削減だと考えるが、候補にあがっている事業の事業費が100万円未満のものが多く、実施したところで成果は期待できないのではないか。事業費が多いものなどポイントを絞って事業を選定した方がよいのではないか。

事務局：2年前は事業費が100万円以上のものに限っていたが、昨年も内部で仕分けを実施したことや、市長の公約等に関連する事業は対象にできないことから、対象とする事業が少なくなってしまったため金額の条件はなくした。

田中委員：市長の公約等と事業仕分けは関係ない。内容について堂々と議論すべきである。

鈴木会長：仕分けをすることを決めたのであれば、その成果を期待しなければならない。それであれば事業費が少ない事業を除外すべきではないかというのがここまでの委員の意見となるが、これに対して何か意見はないか。

山本委員：効率や仕分けの目的から考えると予算規模を考慮せざるを得ないのではないか。

鈴木会長：やはりそうなると、市ではもう対象事業が少ないということなのでもう事業仕分けはやらなくてもよいのではないか。

事務局：仕分けは市長の公約でもあり、来年も任期中であることからやめるわけにはいかないが、やり方については、昨年度実施した内部仕分けにするなど検討していきたい。

太田委員：仕分けをやるからには金額の大きな事業を対象とした方がよいと思うが、一方で仕分けの対象となったとしても、実際に廃止や改善といった成果がなければ意味がない。改善等が実現できるものを対象とするという考えもよいのではないか。

鈴木会長：事務局が候補として挙げてきた事業は、どれも改善等と判定されても差し支えないと考えている事業か。

事務局：そういうわけではないが、どうしても市として候補に挙げづらい事業はある。

鈴木会長：それなら市が候補に挙げてきていない事業であっても、委員の皆さんの経験や市民として生活している中で無駄ではないかと感じている事業があれば挙げてよいと思う。

事務局：事前に委員から対象に加えるべき事業として挙がっているシニアクラブ支援事業については市長としては特に選びにくいものである。

鈴木会長：本会での議論は、市民のため、市の財政の健全化のために行っているのであって、市長のご機嫌を伺うためではない。

古舘委員：仕分けは、市民が行政に参加して、市が行っている幅広い事業について議論する場であるということを見ると、ある種の事業に集中するよりも部ごとにバランスよく選択することはよいことではないか。それを踏まえて、事業費が少ない事業を仕分け対象から除いた場合、除いた事業の代わりには同じ部から選ぶこととなるが、その選択基準としては、各担当課が「変更すべき」と評価している事業がよいと考える。

安達委員：市自らの判断で事業をやめることができるのか。

事務局：やめることができるものもあればできないものもあるが、あまりやめるという判断は期待できない。

鈴木会長：事業仕分けの「廃止」という判断を利用してやめたいものもあるのではないか。

安達委員：少額の事業は、事業仕分けの対象としなくてもよいのではないか。対象候補を絞った方がよい。

池田委員：市長の任期中は公約に沿った事業選定をしなければならないと考えるが、それだけでなく市民のことも考えて選定しなければならない。

田中委員：民間の感覚からは、子育てに対する政策は賛成だが、高齢者に対して手厚くするのは逆ではないかと考える。若い子育て世代が増えることで市に活気があふれ、それによって高齢者も住みやすいまちになるのではないか。所得の低い高齢者が生活に困っているかといえば、必ずしもそうではない。高齢者だからといってインフルエンザ予防接種の助成などを一律にやるのはどうかと考えている（ので仕分けの対象としても問題ない）。

平田委員：事業仕分けのやり方を変えた方がよい。仕分けの対象を小さな事業ごとではなく、子育てや高齢者対策、土木など大きく括り、限りある予算をどう振り分けるかを市民に説明する場とすることで市民も市職員も納得できるようになるのではないかと。小さな金額の事業を仕分けても意味がない。

上田委員：事業仕分けをする限りにおいて、市民は費用的効果を期待する。少額のものに対象としても大きな効果を得られないので、ある程度事業費のあるものに絞った方がよい。また、市民にも市独自の事業なのか法的に必要な事業なのかが分かるよう資料を作ってもらいたい。

幸委員：外部委員としての立場から、事業の選定に当たっては、内部的な市長の顔色を伺うという考え方はやめてもらいたい。

鈴木会長：各委員の意見をまとめると、1つは金額の低いものを対象から外すべきということと、2つ目は市長ではなく、市民の方を向いてやるべきということである。確認したいが、事務局が対象として挙げた21事業のうち100万円以下のものはいくつあるのか。

事務局：2事業である。ただし、高齢者等の生活支援事業のように様々な細かい事業で構成されているものもあり、このうち仕分けの対象となる細かい事業では100万円に満たないことも考えられるので、これらを含めると4事業となる可能性がある。

鈴木会長：それら金額の低い事業に代わって対象とする事業の候補はあるか。

事務局：資料2-③にある90事業は担当課、財政担当、行革担当、市政アドバイザーのいずれかが何らかの理由により候補とした事業であり、その中には100万円を超えるものもある。

鈴木会長：それではその中から100万円以上の4事業を選んではどうか。先ほどの説明にあった構想日本から対象とすべきという意見のあったシニアクラブ支援事業はどうか。

事務局：候補にあり、事業費も大きい。プレーパーク運営事業も同様である。

鈴木会長：それでは対象事業とする方向で考える。ほかに現在対象となっている中で金額の低いものは何か。

事務局：CI推進事業と下水道課の受益者負担金報奨金交付事業があるが、後者は下水道長寿命化事業と合せることで事業費の問題はなくなる。他に高齢者生活支援事業は1400万円以上だが、そのうち仕分けの対象とするのは事業の対象者が少なくなっている数十万円の事業である。

鈴木会長：その事業自体が無駄だということであれば金額が小さくても仕分けした方がよい事業もあるということか。

事務局：金額が小さくてもその事業をやる意義があるのか、市がやるべきか、やるとしたら手法が適切かなどを外部の方にみてもらうのが今回実施しようとしている事業仕分けなので、金額の条件をなくした。また、市としては少ないとはいえ受益者がいる事業について、外部の意見を伺い、今後の方向性の判断材料にしたいという狙いがある。

平田委員：事業の必要性を問うのか、予算の縮減を狙うのか、市が仕分けの対象にする目的を明確にすれば議論しやすいのではないかと。

古舘委員：事業の選定に当たって、資料の中に599事業すべてに担当課が判断した事業の方向性が示されているので、それを参考にすればよい。

事務局：こちらで対象案として示した21事業については、論点を整理した資料を添付した。

正式に仕分けの対象となった際には、さらに細かく論点等を記載した資料を作成する。

上田委員：この21事業については、論点がはっきりしているが、その他は分からない。

事務局：全事業についてこの資料が作成できればよいのだが、事務量を考慮すると難しい。

田中委員：この論点シートは誰が作成したのか。論点は誰の意見か。

事務局：財政課と協議の上、事務局（行革推進課）で作成した。

上田委員：仕分けの資料を作成にする際は、総事業費のうち節減が期待できる金額を示すことはできないか。その方が市民にも分かりやすい。

事務局：可能な限りそうする。

鈴木会長：対象事業の選定に話を戻す。これまでの意見をまとめると、加えるべき事業としては、シニアクラブ支援事業、下水道長寿命化事業、消防団管理事業、プレーパーク運営事業の4つとなるが、代わりに除く事業を事務局として意見があるか。

事務局：構想日本の意見で対象から除いた方がよいとされた事業が、市民評価人が判断しづらく仕分けになじまないという理由から要介護等認定事務事業。既に受益者の負担割合が高い高齢者予防接種事業事務事業。議論の必要性が低い消防燃料管理事業となっている。下水道課の受益者負担金報奨金交付事業については、下水道長寿命化事業と合わせて、その中で割引制度についても協議してはどうかとなっている。

鈴木会長：それでは、それらを入れ替えるということで決定したいと考えるが異議等あるか。
(異議なし)

鈴木会長：特に異議もないのでこのように決定し、議題2を終了する。

議題3) その他

事務局：今後、通知や会議資料の送付をメールで希望する委員の方は事務局まで申し出てもらいたい。会議当日は紙で印刷した資料を用意するので自宅で印刷する必要はない。

安達委員：資料が多いので紙でもらいたい。

事務局：対応する。

鈴木会長：他に何かあるか。

特にないようなので、以上で行財政改革審議会を終了する。